

# 第3次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画（概要）

## 計画策定の背景等

歯と口腔の健康は、食べることや発語、表情をすることなど、生き生きとした生活を営むため欠かせないものとなっています。また、近年では、歯と口腔の健康は生活習慣病をはじめ様々な疾患と関連していることが報告されており、生活習慣病等の予防や心身の健康の維持増進のため重要な役割を果たすものと考えられています。

本市では歯と口腔の健康づくりを推進するため、平成26年4月に県内市町村で初となる「大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を施行し、平成27年3月には「大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定しました。平成31年3月には、同計画の第2次計画を策定し、具体的な取組を進めてまいりました。第2次計画の計画期間は令和6年度をもって終了することから、このたび、歯と口腔に係る現状と課題を整理し、新たに必要な施策を推進する基盤となる「第3次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定する必要があります。

## 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

## 計画の体系

### ○基本理念 生き生きとした生活のための歯と口腔の健康づくり

市民の自主的な取組を促しながら、保健、医療、福祉、教育、食育その他関連施策や、その関係者との相互連携を図り、生涯を通じて切れ目のない歯と口腔の健康づくりの取組を推進してまいります。

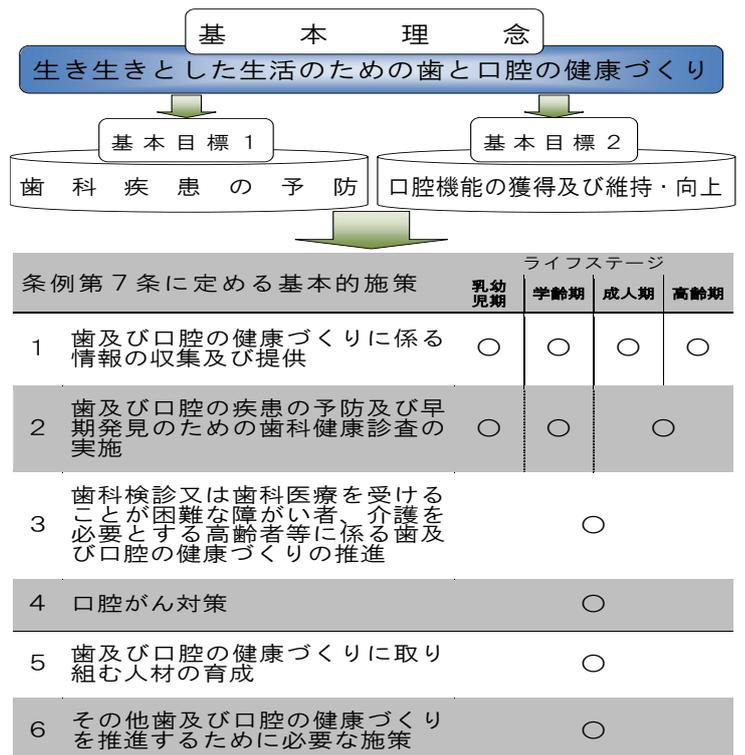
### ○基本目標

#### 基本目標1 歯科疾患の予防

歯の喪失の予防や口腔内の健康を保つことは、全身の健康や生活の質の向上に重要な役割を果たすことから、市では、むし歯や歯周病などの歯科疾患の予防に係る市民意識の醸成と、そのための適切な環境づくりを目指します。

#### 基本目標2 口腔機能の獲得及び維持・向上

乳幼児期には適切な口腔機能の獲得と育成、学齢期には獲得した機能の更なる育成と口腔の健全な成長発育の促進、成人期及び高齢期においては健康寿命延伸のための取組を実施するなど、市民の各ライフステージにおける口腔機能の獲得及び維持向上を目指します。



### ○基本的施策

基本目標を達成するため条例第7条に規定する6つの基本的施策に取り組みます。